陪審裁判の記憶

わが国においては昭和3年 10 月から同 18 年4月までの 14 年半の間、陪審裁判が行われていた。この陪審裁判は12名の陪審員のみで有罪無罪を決し、量刑は裁判官が決めるというものであり、死刑、無期懲役（禁固）に当たる事件は必ず陪審裁判で行われ（法定陪審）、3年を超える懲役（禁固）にあたる事件については被告人の請求によって陪審裁判で行われる（請求陪審）というものであった。

この間に全国で行われた陪審裁判のうち、法定陪審は484件であり、そのうち無罪は 81 件で 17％もあったといわれている。99.9％が有罪となっている現状を考えると、他の要因もあろうが、陪審員が真剣に事件と対峙し、その職責を果たしたとの評価をしてよいと思われる。

本県においては全国的にもさまざまな面で特異な陪審裁判が行われている。昭和 3 年 6 月 24 日、行商人W（61）と産婆の内妻（55）が赤ん坊を殺したとの罪で吉原署に逮捕された。そしてその後 2 人は 19 人の子供を殺したとの罪で起訴された（なお、内妻は当時存在した予審という手続きにより嫌疑が不十分との理由で裁判は免れた）。

嫌疑の内容は、内妻が取り上げた不義の子や出産後母親が死亡したため養育できない家庭の子などを、子供のいない家庭にもらい子をさせるとの名目で、多少の養育費とともに預かり殺害したというものであった。

陪審公判は昭和4年 10 月 21 日から 27 日までの7日間違続して行われ、実に 41 名の証人が出廷して証言している。この事件は、子供の死体が発見されず、他に物証も乏しい事件であった。

被告人Wは、捜査段階や予審の際は嫌疑を認めたものの、公判にいたり「内妻まで裁判にされるのは忍びないから認めたもので、私は殺していない。私は命を借しむわけではないが、もし私が殺したならば死体の一つや二つ上がらない道理はない。子供たちはすべて伊豆の子供のいない家庭にもらわれて幸福に育っている。わずかのお金をつけて子供を手放すような無慈悲な親に子供の居場所を言うわけにはいかない」という

ものであった。

このようにして、検事正の論告、弁護人の弁論の後、裁判長は陪審員に対し有罪か否かの答申を求めた。答申は19件の殺人について、すべて「然り」(有罪)とするものであった。これを受けて検事正は死刑を求刑し、弁護人は有期懲役刑を求め、10 月 31 日裁判長はWに対し無期懲役を宣告した。裁判官は有罪認定に一抹の不安を感じたのであろう。

この事件ではWが生きているという子供の居所をしゃべらなかったことが大いに不利に働いたものと思われる。しかし、本稿では陪審員の答申の当否について問題にするつもりはない。連日旅館に泊まり込んで裁判に臨んだ陪審員が後に述べている通り、「重責をまっとうしたいという責任感で心がヘトヘトに疲れます」とか「筆記を許すわけでなし、一言も聞き漏らすまいとの努力はたまったもんではありません」といった責任感と努力は県民の記憶として残したいと思うのである。

その後 80 年を経過し、社会情勢、法制度、国民の法意識も変化した今日、裁判員制度の下で裁判長がこの静岡の記憶を基にその責任を累たしていただきたいと思う。

【平成21年12月24日　静岡新聞　朝刊　掲載】